

## 第10回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年10月26日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和5年10月26日(木) 午後2時00分～午後3時00分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(17人)          会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏</p> <p>4. 欠席委員(1人)          5番 興野 礼子</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程          日程第1 議事録署名人の指名について          日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について          日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について          日程第4 議案第3号 非農地判断願出による非農地通知の交付について          日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第261号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員          事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和5年第10回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、5番 興野 礼子 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中17名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分 ) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

<p>事務局長（相ヶ瀬）</p>	<p>&lt; 経過報告を朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議事録署名委員は 12番 小川 祥一 委員、13番 中村 東 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（大橋）</p>	<p>&lt; 議案第1号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番、3番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。</p>
<p>6番 大野 覚文 委員</p>	<p>10月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ、白菜、大根。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田381a、畑7a、計388a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>10月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、梨、ニンジン。農業従事年数及び農業形態、約18年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、スピードスプレヤー1台、ブーム1台。取得地への通作距離、約50m。農地</p>

<p>(6番 大野 寛文 委員)</p>	<p>等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 382 a、畑 67 a、計 449 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>10月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のおおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、梨、ニンジン。農業従事年数及び農業形態、約18年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、スピードスプレヤー1台、ブーム1台。取得地への通作距離、約50m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 382 a、畑 67 a、計 449 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番について、12番 小川 祥一 委員をお願いいたします。</p>
<p>12番 小川 祥一 委員</p>	<p>10月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のおおりです。渡人と受人の関係、親族、伯父と甥。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ナス、ネギ、水稻を作付予定。農業従事経験及び農業形態、父親の農作業の手伝いを約20年。非農家。農機具・家畜の保有状況、管理機1台。取得地への通作距離、約23km。取得地の間にある宅地も同様に取得し、●●●から家族で引っ越してくる予定。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号5番について、15番 石岡 幸雄 委員をお願いいたします。</p>
<p>15番 石岡 幸雄 委員</p>	<p>10月18日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のおおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻を作付予定。農業従事経験及び農業形態、父親の農作業の手伝いを約25年。非農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を●●●の実家から借用予定。</p>

<p>(15番 石岡 幸雄 委員)</p>	<p>取得地への通作距離、約9km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。取得地は、父親の農地の隣にあるとのこと。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号6番、7番について、19番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。</p>
<p>19番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>10月22日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ、大根、白菜。農業従事年数及び農業形態、約5年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、バックホー1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田208a、畑84a、計292a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>10月22日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号7のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約30年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田132a、畑22a、計154a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>

議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>&lt; 議案第2号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、4番 仲澤 清一 委員をお願いいたします。</p>
4番 仲澤 清一 委員	<p>10月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が水路を挟んで畑・山林、西が畑・青地を挟んで田、南が水路を挟んで山林、北が道を挟んで宅地・青地を挟んで田。同意書、なし。隣接農地は譲渡人の所有地。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,542㎡、うちフェンス内953㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。14年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル176枚、寸法2,279mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力96.8kW、年間発電量約9万7千kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年11月15日から令和5年12月15日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年5月22日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2番について、18番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。</p>
18番 相吉澤 宏 委員	<p>10月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、</p>

<p>(18番 相吉澤 宏 委員)</p>	<p>株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が水路を挟んで畑、西が道を挟んで宅地・田、南が道を挟んで田、北が道を挟んで宅地・雑種地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,066㎡、うちフェンス内938㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル176枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力96.8kW、年間発電量約10万3千kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年12月20日から令和6年1月20日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年5月22日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番について、19番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。</p>
<p>19番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>10月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が原野・畑、西が道を挟んで畑、南が原野、北が宅地・畑。同意書、なし。隣接農地は賃貸人の所有地。権利の移転、設定、地上権の設定、25年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,279㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。11年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル168枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力97.44kW、年間発電量約10万7千kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。貸借終了後の対応、賃借人がパネル等の設備を撤去し更地にして返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和5年11月10日から令和6年5月31日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和5年9月13日付。非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和4年1月24日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろ</p>

(19番 塩野目 富夫 委員)	しくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
12番 小川 祥一 委員	今回は非FIT事業とのことですが、非FIT事業の場合でも廃棄物を処理するための費用の積み立ては義務付けられているのでしょうか。
事務局(中山)	詳細は不明ですが、今回は非FIT事業なのでFIT法の内容は該当しないと思われます。
15番 石岡 幸雄 委員	除草は株式会社●●●が年3回行うとのことですが、きちんと管理していないなど、この事業者についてのクレームは今まで来ていないという認識でいいですか。
事務局長(相ヶ瀬)	別段クレームは来ていません。業者によると思いますが、株式会社●●●についての問題は聞いたことはありません。
13番 中村 東 委員	パネル等の条件はほぼ同じなのに、案件によって黒字見込みの年数が違うのはどうしてですか。
事務局(中山)	パネルの枚数や大きさ、発電出力はほぼ同じですが、3件ともパネルのメーカーが異なるためです。
10番 小川 雄三 委員	同じ業者なのに、案件によって資金計画の自己資金の額が違うのはどうしてですか。
事務局(中山)	支出の全額を自己資金で賄うということで、支出の額に合わせて記載しているためです。
議長	●●●地区担当 14番 堀江 恒夫 委員、何かありますか。
14番 堀江 恒夫 委員	全く問題ありません。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。

議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
事務局（大橋）	<p>次に、日程第4 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
議長	<p>&lt; 議案第3号 議案書の朗読 &gt;</p> <p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、12番 小川 祥一 委員をお願いいたします。</p>
12番 小川 祥一 委員	<p>10月17日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和57年10月相続により取得。非農地になった時期、経緯及び現在の利用状況、申請地は、以前は蚕の餌を作る桑畑として利用していたが、平成14年頃から不耕作となり山林化し、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。</p>

(議長)	次に、日程第 5 議案第 4 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 261 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第 4 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 261 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和 4 年法律第 56 号 附則第 5 条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 261 号）については、新規 6 件、更新 55 件です。利用権の設定を受ける者 37 名、利用権を設定する者 61 名です。利用権の設定面積は、209,935 m <sup>2</sup> です。令和 5 年度累計は、421,843 m <sup>2</sup> です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和 5 年 10 月 31 日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 4 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 261 号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。  < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 5 議案第 4 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 261 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。  ( 午後 3 時 00 分 )

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月26日

議 長

12 番

13 番